

令和 6 年度における新型コロナウイルス感染症に係る  
介護等体験特例の期間延長等について（案）（概要）

令和 5 年 1 2 月  
文 部 科 学 省  
総合教育政策局教育人材政策課

- 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成 9 年法律第 90 号）に基づき、特別支援学校や社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設等）において、7 日間以上、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（以下「介護等体験」という。）を行うことを、小学校又は中学校教諭の普通免許状の授与の要件としている。
- 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（平成 9 年文部省令第 40 号。以下「介護等体験省令」という。）附則第 2 項及び同項に基づく文部科学大臣決定により、令和 2 年度から令和 5 年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験の実施が困難な場合は、介護等に関する大学の授業科目や講習の受講等によって介護等体験を免除することを可能とする特例が設けられているところ。
- 新型コロナウイルス感染症については、流行当初よりも重症患者数は減少傾向にあるとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に係る医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」上の位置付けについても、令和 5 年 5 月 8 日より、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる 2 類相当）」から「5 類感染症」に移行された。
- しかしながら、介護等体験については、その受入れ施設の性質上、新型コロナウイルスへの感染により重大な健康被害が生じ得る障害者・高齢者等への配慮から、以下の表のとおり、令和 4 年度については 7 割近くが特例を適用し、5 類移行後の令和 5 年度（調査期間：5 月 8 日～9 月 30 日）についても、引き続き特例の適用割合が 6 割を超えるなど依然として高い傾向にある。

（参考）介護等体験実施及び特例の適用状況

	介護等体験を 通常どおり実施	特例により 介護等体験を免除	翌年度以降（※）に 全部又は一部見送り	計
令和 2 年度	11,751 人 (18.8%)	43,893 人 (70.4%)	6,718 人 (10.8%)	62,362 人
令和 3 年度	8,946 人 (15.2%)	46,445 人 (79.2%)	3,287 人 (5.6%)	58,678 人
令和 4 年度	15,243 人 (25.9%)	40,780 人 (69.3%)	2,829 人 (4.8%)	58,852 人
令和 5 年度 (5 月～9 月実施分)	4,209 人 (12.1%)	22,079 人 (63.4%)	8,549 人 (24.5%)	34,837 人

※令和 5 年度調査分においては「10 月以降」

- 上記の状況を踏まえ、令和6年度についても、引き続き介護等体験の実施が困難な場合が想定されることから、介護等体験特例の適用期間を延長することとしたい。
- なお、「教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」を行うという介護等体験の趣旨や、近年の特別な支援を要する児童生徒数の増加（※）などに鑑みれば、教師を目指す学生にとって、可能な限り、特例によらず、対面による当該体験の機会を提供することは重要である。
  - ※特別支援学級の数  
平成24年度：47,643学級 令和4年度：76,720学級（小学校・中学校・義務教育学校）
- したがって、令和6年度においては、特例の延長は行うものの、可能な限り対面で実施するよう強く推奨することとし、安易に特例を適用することのないようにすること、受入れ施設の調整に当たり、限られた種類の施設のみで体験を行っても（例えば、特別支援学校・特別支援学級のみで7日間の体験を行う等）法令上は差し支えなく、柔軟な運用が可能であること等を周知するとともに、令和7年度以降は、基本的に特例延長は行わないこととしたい。
- また、介護等体験特例と同様に令和2年度から令和5年度まで措置している新型コロナウイルス感染症に係る教育実習に関する特例については、令和3年度時点で、同年度の教育実習実施者のうち98.7%の者が通常通り教育実習を実施している状況等を踏まえ、令和6年度については特例の延長は行わないこととする。

## 小・中学校の教員免許状取得に必要な介護等体験の代替措置について

- 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、小中学校の教員免許状授与の要件として、7日間の介護等体験（特別支援学校、老人福祉施設、障害者支援施設等）が必須とされている。
- 令和2年度から令和6年度までの間に介護等体験を予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験を行うことが困難な者であって、以下いずれかの代替措置を受けた者の介護等体験を免除する（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部改正及び文部科学大臣決定）。※学年を問わず対象

## ＜代替措置の内容＞

(1) 大学等において、令和6年度までに、特別支援学校の教職課程において開設されている特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者
(2) 令和6年度までに、医療関係職種等（※2）の養成施設に指定されている大学等において開設される科目のうち介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者
(3) 令和6年度までに、文部科学大臣・厚生労働大臣の確認を受けた大学等における社会福祉に関する実習演習科目の単位を1単位以上修得した者
(4) 在学する大学等において、令和6年度までに（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目（※3）に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置（※4）を受けた者
(5) 令和6年度までに、（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目（※3）のうち1科目以上の履修の認定を受けた者
(6) 免許法認定通信教育において、令和6年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目の単位を1単位以上修得した者
(7) 令和4年度までに、インターネット型等の免許状更新講習で介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した講習の課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた者（※5）

※1：「大学等」とは、小学校又は中学校の教職課程を置く大学・教員養成機関を指す

※2：介護等体験を免除されている看護師、社会福祉士、理学療法士等の9つの職種等

※3：視覚障害教育領域又は聴覚障害教育領域の教育課程及び指導法に関する科目

※4：学修成果を教職にどう生かすか等をレポートで1,200-1,600字程度記述し確認を受ける

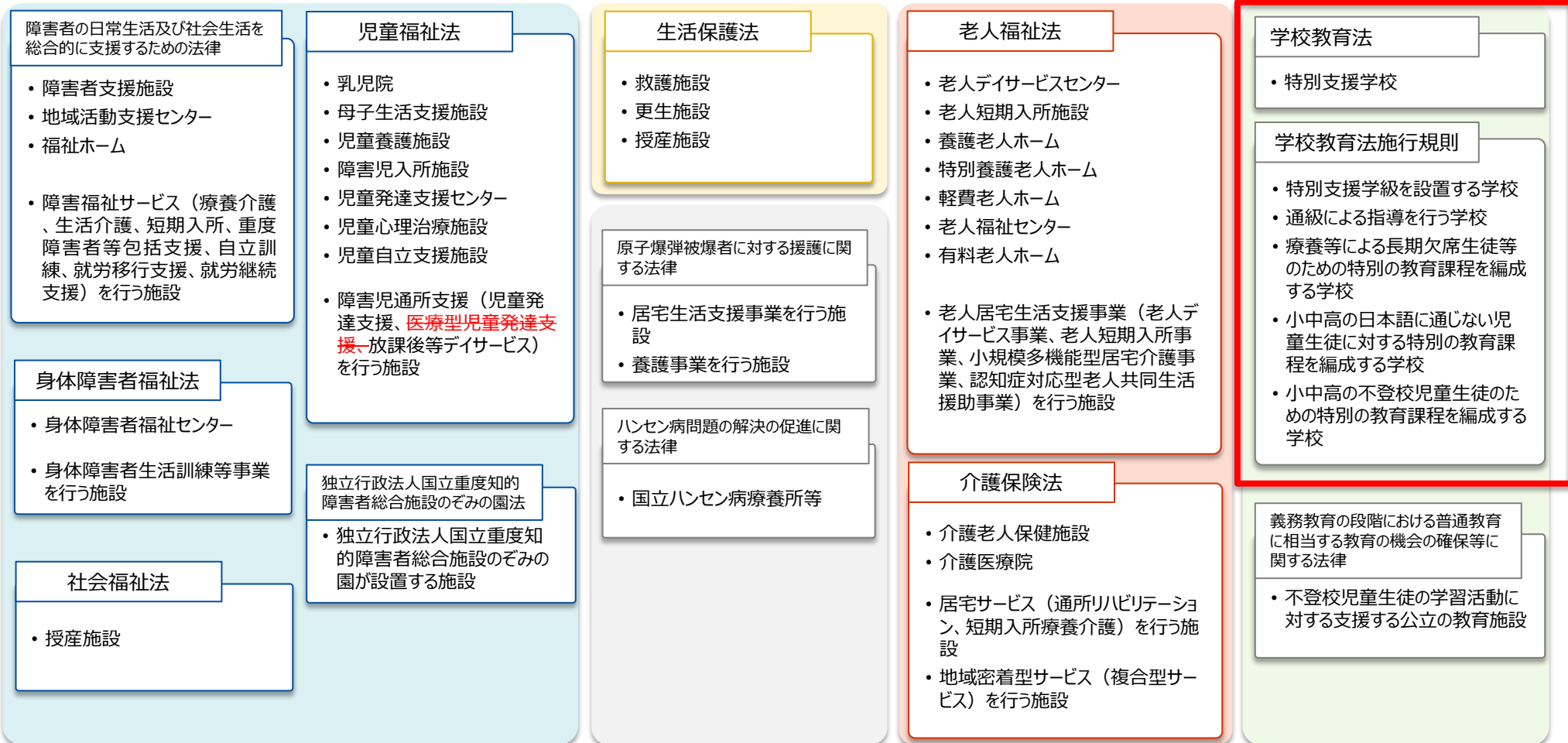
※5：免許更新制の解消に伴い、令和4年6月30日までに受講した者のみ対象

# 介護等体験を行うことができる施設（令和6年4月1日以降）

- 介護等体験特例法第2条第1項における「特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が関係行政機関の長と協議して定める施設」は、介護等体験特例省令第2条各号に基づき、以下の施設とする。
- 特別支援学校、特別支援学級を設置する学校、通級による指導を行う学校、療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校、日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校又は不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校（※）については、7日間のうちで必ず介護等体験を必ず行うことが望ましい。

※いずれも、当該学校における特別の教育課程による指導に関する体験に限る。

### 介護等体験を必ず行うことが望ましい施設



※「医療型児童発達支援」を行う施設については、令和4年6月に成立した児童福祉法の一部改正法（令和6年4月1日）に伴い削除予定